平成２８年度　第２回函館市障がい者計画策定推進委員会　会議録要旨

* 日　　時　　平成２９年２月１４日（火）　午後６時３０分～午後８時
* 場　　所　　函館市役所　８階　第１会議室
* 出席委員（１２名）

熊谷委員，河村委員，川村委員，植松委員，小島委員，佐藤委員，島委員，相馬委員，水野委員，廣畑委員，本間委員，松田委員

○　事務局職員

　　保健福祉部　保健福祉部長，障がい保健福祉課齋藤課長,加藤精神保健担当課長，

　　渡邉主査，福島主査，井戸主査，田辺主査，板谷主査

○　会議内容

１　開会（午後６時３０分）

２　部長挨拶（挨拶後退席）

３　協議事項

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要について

(2)第５期函館市障害福祉計画に係るアンケート調査の実施について

(3)その他

（佐藤会長）

　　　それでは，会議次第に従い，進めたい。

　　　協議事項（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要について事務局から説明を願いたい。

（渡邉主査）

　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の

一部を改正する法律の概要について事務局から説明。

（佐藤会長）

　　　質問や意見はないか。

（島委員）

　　　今日，この会議に事務局として来ているのは障がい保健福祉課か。教育委員会等，他の関連部局は来ていないのか。

（渡邉主査）

　　　障がい保健福祉課だけである。

（島委員）

　　　1点目は，今回，児童福祉法で都道府県・市町村において障害児福祉計画を策定することと定められ，総合支援法の障害者福祉計画と合わせて策定することができるとのことだが，当然福祉としても必要だが，障害児に関して主体となってもらいたいのは，文科省であり，教育委員会であると考えるので，教育委員会にもっと関わって欲しいという願いも含めて，今後，障害児計画の策定に関し，どこの部局が主管となるのか，市の考えを聞きたい。

２点目は，平成30年4月から，入院中も重度訪問介護のサービスを受けることができるようになることに関連して，昨年の6月の国からの通知により，視覚障がい者が入院中も同行援護のサービスを受けることができるようになったと思うが，このことの確認と，入院中の聴覚障がい者の情報保証はどうなっているのか。

３点目は，国においては，地域包括ケアシステムの強化という大きな動きがある中で，今後，介護保険サービスと障がい福祉サービスのスムーズな融合について課題になると考えているが，これに関連して，今回の改正の平成３０年４月から一定の高齢障がい者が６５歳になって障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する際に利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けるという部分について，具体的な流れや取扱をもう少し詳しくわかりやすく説明して欲しい。

（渡邉主査）

　　　障がい児の計画については，第４期の福祉計画においても障害児通所支援や障害児相談支援の必要な量の見込などを盛り込んでることや，今回の改正での市町村障害児福祉計画の主な内容は，障がい保健福祉課において，支給決定している障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項と種類ごとの必要な量の見込となっていることから，障がい保健福祉課が主管となって策定するものと考えている。

（井戸主査）

　　　入院中の同行援護については，国からの通知のとおり既に利用可能となっている。必要な方には，従来の支給量の中で，不足であれば支給量を変更して対応する。

（福島主査）

　　　聴覚障がい者への情報提供支援について，現在は，通院において手話通訳が必要な方には派遣をしている。入院中の方への派遣については，手話通訳者の登録人数が少ないことから，今後いろいろと検証していく必要があると考えている。

（井戸主査）

　　　高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用については，今後順次に具体的な内容について政省令が出されることになっているが，現在出されている国の資料では，あくまでも介護保険優先は変わらず，今まで障がい福祉サービスで利用者負担が０であった者が介護保険サービスに移った場合に，一時負担額を支払っていただき，後に，高額障がい福祉サービス等給付費の制度で償還することになると想定される。実際の取扱については，国の政省令を見ながら対応したい。

（廣畑委員）

　　　意見だが，今回の改正の，保育所等訪問支援が乳児院や児童養護施設に拡大になったことや，医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう，自治体における保健・医療・福祉等の連携促進，さらに児童福祉法において障害児福祉計画策定が明文化されたことなどから，計画を策定にあたり，教育委員会や子ども未来部が非常に重要となってくると考えられるので，今後，連携の在り方について示して欲しい。

（佐藤会長）

　　　先日出席した慢性疾病児童等地域支援協議会で，重度の小児慢性疾病時が利用できるショートステイの制度がなく，保護者にとっては緊急な課題であるとの意見が出された。また，渡島の会議では，現在，医療的ケア児に対応できる放課後等デイサービス事業所の早急な整備の必要性について意見が出された。これらのことについても今後，検討していく必要があるのではないか。

確認だが，今回の改正の，放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については，都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等），都道府県は事業所等の指定をしないことができる。という部分と，資料にはないが，今年の４月の改正で放課後等デイサービスの指定基準が厳しくなることについて少し詳しく説明して欲しい。

（松田委員）

　　　函館市内の放課後等デイサービス事業所の指定の状況と実情について把握していたら教えて欲しい。

（井戸主査）

　　　放課後等デイサービス事業所は函館，北斗，七飯で３０箇所を超える状況だが，利用の需要はまだまだあり，必要な量についてはいろいろ検証しながら次期計画の中に盛り込んでいかなければならない。

また，計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等は事業所等の指定をしないという考えは，放課後等デイサービスに限ったことではなく，介護保険の計画をはじめ，いろいろな計画中で定めた目標に対し，ある一定の数値に達した場合に，その計画を維持するために事業所の指定をしないことはあるので，それに準じた形のものである。

放課後等デイサービス事業所においては，函館市ではそうでもないが，全国的には急激な事業所数の増加により，ただ預かっているだけのような支援の質が低い事業所や，発達支援の内容，技術が十分でない事業所が増えているとの指摘があり，これに足止めをかける意味でも国は，配置すべき職員の半数以上を児童指導員や保育士の有資格者とすることを定めた。これは今年の４月から実施される。

（佐藤会長）

　　　児童については道の管轄になるが，当委員会においても何度か児童に関する話題が出ており，急激に増加した放課後等デイサービスについては，我々も注意していなければならない。

（松田委員）

　　就労定着支援について事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う。となっているが一定期間とはどのくらいの期間なのか。

(井戸主査)

　　　国からまだ示されていない。今後順次政省令で示されることになっている。

（本間委員）
　函館市の企業では，どの程度，障がい者を受け入れているのか，また，それはどこで把握しているのか知りたい。企業において受け入れなければならない障がい者の人数にの達成状況について函館市での状況を知りたい。

（植松委員）

　　　法律では，従業員が５０人以上事業所については２％以上の障がい者の雇用が義務づけられている。毎年６月１日現在で報告があるが，まだ半数以上は未達成の事業所がある。未達成の事業所に対しては訪問し，説明して指導をしており，少しづつ解消されている。一つの具体例として，就労支援学校の３年生が，新幹線効果で非常に忙しい，ある飲食店の皿洗いに職場実習として少しの間働いたら，知的障がい者の本人が，皿洗いの仕事が非常に気に入って，職場でも元気で生き生きしており，会社側の印象もたいへん良かったということで，３月に採用になる運びとなり，これで一つ未達成が解消になったという例がある。

実情としては，事業所の仕事内容が，障がい者には向かない危険を伴う仕事が多いことや，事務系や簡単な仕事については空きがないことで，なかなかすぐに雇用とはいかない。今後も訪問・指導を続けていく。

（本間委員）

　　　企業に働きかけて欲しい。

(佐藤会長)

　　　函館市内では主に「ハローワーク」と「障害者就労・生活支援センターすてっぷ」で障害者の就労についてさまざまな支援を行っている。５０人未満の企業で働いている障がい者も多いと考えられるが，実情について把握できていないため，障がい者の雇用状況の全体がわかりずらい。

今回の改正の「就労定着支援」については，これから必要になっていくサービスだと考える。

（河村副会長）

　　　新しいサービスの「就労定着支援」と「自立生活援助」は，「居宅介護」等の既存のサービスとどのようにリンクして，整合性をとっていくのか聞きたい。

（渡邉主査）

　　　サービスの取扱について，国からまだ示されていない。今後の政省令や質疑応答集等で明らかになってくると考える。

（渡邉主査）

　　　資料２－１「福祉に関するアンケート調査の実施について」の説明

　　　資料２－２「福祉に関するアンケート調査，調査票」の説明

（廣畑委員）

　　　確認だが，本人が記載した場合，本人の家族，家族以外の介助者などでそれぞれ分けて集計するのか。

意見として調査票の題目を「障がい福祉サービスの利用状況と利用意向調査」としてはどうか。問１の注釈を「本人の家族や家族以外の介護者などが回答される場合，本人の状況や希望を踏まえてお答え下さい。」としてはどうか。「障害者支援施設」や「児童養護施設」等，解説を加えた方がよいものがある。「包括的な」は「一緒に」のようにわかりやすい表現にした方が良い部分がある。｢を行うサービスです。｣のように行政側の表現になっているので「を受けられるサービスです。」のように受け手側の表現にするとわかりやすいのではないか。

（渡邉主査）

　　　本人が記載した場合，本人の家族，家族以外の介助者などでそれぞれ分けて集計する。

（佐藤会長）

　　　最近のいろいろな会議で，資料にルビを振ることだけで障害者に配慮していることにはならないという意見が当事者から出されている。これも含めて，廣畑委員から出された意見についてはどうか。

（渡邉主査）

　　　現在，国から出されている障害者に関する資料やパンフレットについても，ルビを振っていることから，今回調査票についてはルビを振って実施したい。

廣畑委員の意見については，十分参考にしたい。

（渡邉主査）

　　　資料２－３「障がい福祉サービスに関する調査票」について説明。

（佐藤会長）

　　　これは前回も実施しているが，函館市内で障がい福祉サービスや障害児通所支援を実施している全法人に対して調査するもので，それぞれの法人でどのような目標をたてているのか調査し集計したものを函館市としての計画の参考にするものである。

 (松田委員)

　　　その他について，昨年１２月に函館市内の事業所で虐待と不正請求があったこと，北海道全体の障がい者に対する虐待について，新聞で大きく取り上げられた。これについて，函館市での対応はどのようになっているか。

（佐藤会長）

　　　我々は昨年のやまゆり園の事件以来，このような報道には敏感になっている。

（齋藤課長）

　　　市としては，３月に予定している「要援護高齢者・障害者対策協議会」において今後の対応について議論されることになる。虐待通報については，障がい保健福祉課の相談支援担当で対応しており，単純な暴力だけでなく色々な面で目を光らせていきたい。また，今後は一歩進めた対策等を考えなければならない。

（本間委員）

　　　函館市では虐待の把握について通報だけであって，調査に出向いて発見するということは，していないのか。

（齋藤課長）

　　　虐待の把握は，本人や周辺者からの通報や相談である。

（本間委員）

　　　現在把握している函館市内の虐待件数について教えて欲しい。

（井戸主査）

　　　２８年度の今現在における虐待通報件数は，養護者によるもの８件，施設従事者によるもの６件，使用者によるもの５件の計１９件である。虐待通報は国民全体の義務なので，そのような噂でも耳にしたら一言相談して頂きたい。

（佐藤会長）

　　　虐待通報があったものの内，虐待と認定されるものは少ないが，市が調査することによって改善していく。また，警察からの通報など，大変な状況になっていることもあり，見逃して死亡事故に繋がるケースも全国的にはある。

（川村委員）

　　　アンケート調査票の問１１に「ひとりでできるか」というところに，「障害年金の手続き」，「自立支援医療の手続き」などを加える必要があるのではないか。

（渡邉主査）

　　　問１１は，「日常生活動作」と「手段的日常生活動作」の状況を確認するための一般的な質問項目を掲載しており，手続きに関しての質問項目を加えることについては検討したい。

（齋藤課長)

　　　委員任期満了お礼の挨拶および，次期委員についての推薦依頼についてのお願い。（佐藤会長）

　　　任期満了の挨拶。

閉会